

改正

平成17年10月18日条例第64号  
平成20年3月21日条例第16号  
平成20年9月10日条例第30号  
平成22年3月24日条例第16号  
平成25年2月28日条例第1号  
平成28年6月24日条例第27号

岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、岸和田市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、岸和田市議会における会派（以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付の方法及び交付額)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、4月1日から9月末日まで及び10月1日から翌年の3月末日までの各区分による期間（以下「半期」という。）の最初の月に交付するものとし、その交付額は、各月初日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額50,000円を乗じて得た額の当該半期に属する月数分とする。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、一般選挙後の最初の交付については、会派結成届締切日から15日以内とし、その交付額は、任期の始まる日の属する月分からとする。

3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 第1項に規定する政務活動費の交付日は、各交付月の10日とする。ただし、その日が休日（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返

還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う市政に関する調査研究、研修及び広報（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定める様式により政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、その支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及びその支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下これらを「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 議員の任期が満了した場合又は議会が解散した場合若しくは会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、任期満了又は解散の日から1月以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

**第8条** 会派は、その年度において交付を受けた政務活動費につき決算に剰余金を生じた場合は、当該剰余金を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く事業者は、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

**第10条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(その他)

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年10月18日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の岸和田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年9月10日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月24日条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年2月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の岸和田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年6月24日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に既に交付された政務活動費のうち、同日の属する月の前月までの月分の政務活動費については、この条例による改正後の岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**別表**（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	市政に関する調査研究のための調査委託に関する経費
研修費	1 市政に関する調査研究のために会派が開催する研究会、研修会等に必要な経費 2 会派が市政に関する調査研究をするために他の団体が開催する研究会、研修会等の参加に要する経費
会議費	市政に関する調査研究のために会派が行う会議に要する経費
資料費	市政に関する調査研究のために会派として必要な資料の購入、印刷等に要する経費
広報費	市政に関する調査研究について市民に報告するための広報紙を発行するために要する経費
借料及び損料	1 市政に関する調査研究のために会派が開催する研究会、研修会等の会場借料 2 調査研究等に要する自動車借上料及び駐車場代、高速道路利用料、燃料購入費等 3 その他器具の借上料
通信料	市政に関する調査研究のために会派として必要な通信等の経費
旅費	市政に関する調査研究をするために会派が行う視察、研究会、研修会等への出席のための旅費

事務雑費	上記以外の経費で市政に関する調査研究のために会派として必要な経費
------	----------------------------------